

平成28年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者候補者選定」に係る審査）

- 1 開催日時 平成28年11月8日（火） 15:30～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室
- 3 対象施設 青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
委員 横内 修（財務部次長）
委員 赤坂 寛（都市整備部次長）
委員 横山 克広（教育委員会事務局理事教育次長事務取扱）
 - (2) 施設所管課（人権男女共同参画課） 課長 太田 綾子
主幹 伊丸岡 裕之
主事 角田 裕造
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主査 伊藤 秀人
- 5 案件 指定管理者候補者の選定について
- 6 審査結果
 - (1) 指定管理者候補者
 - ・名称 特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会
 - ・住所 青森市佃二丁目7番6号
 - ・代表者 理事長 千田 晶子
 - (2) 指定期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）
 - (3) 選定理由
 - ・応募資格を満たしていること。
 - ・最低得点（84点）以上の点数（110.84点）を獲得していること。
 - ・「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数の合計（69点）以上の点数（89.14点）を獲得していること。

7 主な質疑内容

【職員等の配置計画】

(委員)

男女共同参画プラザと働く女性の家にそれぞれ館長がいるのか、それとも同じ者が務めるのか。

(施設所管課)

同じ者が務めることになっている。

(委員)

館長、副館長等は普段、男女共同参画プラザに勤務しながら、働く女性の家も見ているということか。

(施設所管課)

男女共同参画プラザだけにいるのではなく、午前、午後また一日であるなど、ローテーション勤務を組みながら対応している。

(委員)

業務を管理・監督する管理責任者を両施設にそれぞれ常時1名以上配置することとなっているが、管理責任者は館長、副館長だけなのか。

(施設所管課)

施設の開館時間が9時から22時までと長いことから、早番・遅番のローテーション勤務や両施設でのローテーション勤務を組む必要があり、館長、副館長のほか、ある程度役職の就いた事務長など数名が管理責任者となっている。

【施設管理計画】

(委員)

アウガ防災センターとの連携と記載があるが、アウガ防災センターとは第三セクターと別のものなのか。

(施設所管課)

いいえ。今現在は、第三セクターであるビル管理会社としての防災センターのことである。複合ビル全体としての防災センターの役割分担と指定管理者側としての役割分担があり、来年4月以降の名称は変わっているかもしれないが、複合ビルを管理するところと連携を図っていくということを前提にしている。

【個人情報保護の取扱いに関する取組】

(委員)

個人情報について、性的マイノリティなどの相談業務は特質なもので、その相談内容の情報の取扱いはどうなっているのか。また、その情報は、当然にしてきちんと制約さ

れ管理しているということか。

(施設所管課)

相談業務に当たる職員は複数名おり、相談者にはリピーターがいるため、ある程度の情報共有はしているが、相談業務に限らず、情報の漏洩の防止対策については徹底しており、また、簿冊等の管理についても、施設の申込書等とは別に、鍵がかかる場所で保管しているところである。

【環境保全、負荷低減への取組】

(委員)

男女共同参画プラザは複合ビルの一部だが、電気使用量などアウガの他の施設とメーターは別になっているのか。

(施設所管課)

はい、別になっている。

【市民の平等な利用を確保するための方針】

(委員)

男女共同参画プラザで施設の利用希望日が集中した場合、抽選方式を取り入れると記載があるが、頻繁に行っているのか。

(施設所管課)

頻繁ではないが、土・日曜日のAV多機能ホールや、季節的にイベントが多くなる10月・11月の利用希望日が重なった場合、抽選を行うこととしている。

AV多機能ホールと研修室は利用希望日の1年前から申込みが可能となっており、申込みが可能となる日に利用希望日の申込みが重なった場合、申込みのあったその日で抽選を行うことになっている。

【利用者等の要望等の把握と反映方法】

(委員)

利用者から意見があった場合、その意見をどう評価しどう反映させるかという検討体制が、実際どういう機会で行われているのか。

(施設所管課)

投書があった場合、市に必ず連絡をするようにしており、例えば接客態度についてのご意見は、接客態度を改めるよう指示し、指定管理者の職員でもその情報を共有し、今後の対応につなげている。

(委員)

指定管理者に関する要望等は、指定管理者が責任を取り、指定管理者名で回答してい

るのか。また、指定管理者の中だけで解決し、市に報告があがってこない場合があるのか。

(施設所管課)

市と指定管理者では、情報交換のミーティングを毎月実施しており、その際、市へ報告するよう体制を徹底している。

【サービス向上の対策】

(委員)

男女共同参画プラザ内にコピー機を設置し、利用者のニーズに沿ったコピーサービスを提供すると記載があるが、募集要項の仕様書に記載のない独自の取組なのか。

(施設所管課)

はい、独自の取組である。

(委員)

随時ミーティングを行うと記載があるが、これは何かあったその瞬間に実施するということか。ローテーション勤務のため、ミーティングに参加できない職員がいると思うが、その場にいないければ情報共有にならないのではないか。

(施設所管課)

その都度、その時の状況などを見ながら実施するということである。

大事なことについては、申し送りをするなど、必ず伝達事項として行っているところである。

【男女共同参画に関する意識啓発講座等の実施計画】

(委員)

募集要項の仕様書には、31・32年度の講座参加者数9,300人を目指すことになっているが、最近の参加者数の状況はどうなっているのか。

(施設所管課)

参加者数9,300人は、23年度実績であり、その数値を目標値に掲げている。

26年度は、働く女性の家で工事があり休館していた期間があったため例年より少なかったが、24・25・27年度はそれぞれ、8,100人、8,600人、8,700人と増加している。

(委員)

指定管理料基準額は、講座参加者数9,300人を意識した積算だったのか。

(施設所管課)

女性活躍推進法が施行されたことなど、男女共同参画に関する取り組むべき様々な意識啓発の事業等を開催し、参加者数9,300人を旨とする積算である。

【収支計画】

(委員)

年々、指定管理料提案額が減っているのはなぜか。賃金などに関しては、年々上げていくと提案額がプラスになるはずだが、人件費以外で低くなっているのか。

(施設所管課)

人件費と事業費に関しては、基本的に同額で推移しているが、管理費に関して、初年度と次年度以降で若干金額が変わっている。

これは、例えば、ホームページを立ち上げる場合、初年度は作成するに当たりある程度費用がかかるが、次年度以降は維持に係る経費だけになるため、管理費において若干年度によって変動するものである。